南海トラフ地震における静岡県広域受援計画の概要









令和4年9月16日 静岡県危機管理部

静岡県地震被害想定(2013年)



レベル1	発生頻度が比較的高く、発生すれば被害をもたらす地震・津波
レベル2	発生頻度は極めて少ないが、発生すれば甚大な被害をもたらす、 あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

国の実施する災害応急対策全般

救助·救急、消火等

- ◎広域受援部隊の派遣 (最大値)
- ●重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣
 - ・警察 :約1.6万人
 - ・消防 :約2.1万人
 - ・自衛隊:約11万人
- ○応援地方整備局等管内 の国交省TEC-FORCEの 派遣:約1,360人
- ○航空機:約490機船舶 :約530隻

医療

- DMAT(登録数 1,746チーム) に対する派遣要請、 陸・空路参集、 ロジ支援、任務付 与
- ◎被災医療機関の継続、回復支援
- ◎広域医療搬送、地域医療搬送による 車症患者搬送

物資

- ◎発災後4~7日に必要 な救援物資を調達し、被 災府県の拠点へ輸送
- ·飲料水:46万㎡(1~7日)
- ・食料:1億800万食
- ・毛布:570万枚
- ・乳児用粉(液体)ミルク:42 t
- ・大人/乳幼児おむつ:870 万枚
- ・簡易トル等:9,700万回
- ・トイレットペーパー :650万巻
- ・生理用品:900万枚

燃料、電力、ガス、通信

【燃料】

○石油業界の系列を超えた 供給体制の確保。また、 緊急輸送ルート上の中核 SS等へ重点継続供給・ 重要施設への要請に基づ く優先供給

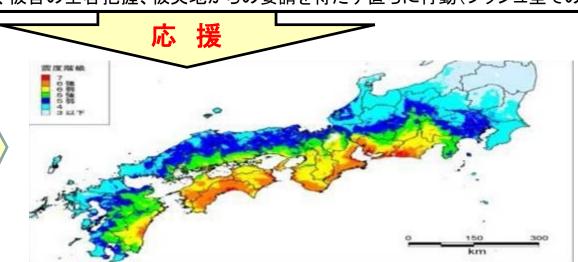
【電力・ガス】

- ◎重要施設へ電源車、移動 式ガス発生設置等による 臨時供給【通信】
- 重要施設への通信端末の 貸与、異動基地局車又は 可搬型通信機器等の展開 等による通信の臨時確保

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

緊急輸送ルート、 防災拠点

- ○人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発 災時に早期通行確保
- ◎各活動のための「防災 拠点」を分野毎に設定、発災時に早期に確保



国の実施する救助・消火活動等

○南海トラフ地震による甚大な被害に対して、 発災直後から、被災府県内の警察・消防は最大限動員するとともに、 被害が甚大な地域に対して、全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、 自衛隊の災害派遣部隊,国土交通省TEC-FORCEを可能な限り早く的確に投入 広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37都道府県の 警察・消防・自衛隊の派遣 : 約1.6万人 回転翼機:約350機 🥌 🥌 消防 :約2.1万人 大規模地震でも 自衛隊:約11万人 ○応援地方整備局等管内の国土交通省 被害が想定 内大型:約35機 TEC-FORCEの派遣:約1,360人 されない地域 固定翼機:約140機 派 巨大地震では被害が 艦船・船舶:約530隻 想定されている地域 重点受援県 東海地方 重点受援県の域内の警 察・消防機関 近畿地方 警察職員:約3.6万人 四国地方 消防職員:約2.5万人 九州地方 消防団員:約14.3万人 被害規模の目安 ○応援地方整備局等管内の国土交通省 TEC-FORCE:約890人

静岡県広域受援計画の策定

- ○南海トラフ地震が発生した場合、<u>県内の警察、消防、自衛隊、医療機関等だけでは、</u> <u>救出・救助、消火、医療救護、物資搬送等の要請に対応することは困難</u>
- ○国の支援活動を円滑に受け入れ、被災地が必要とする災害応急対策を迅速·的確に 実施するため、「静岡県広域受援計画」を策定
- ○計画には、地震発生からの時間経過に応じて、誰が何を実施すべきかを明確に記載
- 〇計画の実効性を高めるため、総合防災訓練、大規模図上訓練等を毎年度実施 (自衛隊、市町、防災関係機関が多数参加)

【静岡県広域受援計画の概要】

第1章 航空運用等		航空機・ヘリコプターの運用調整、ヘリポートの開設等		
第2章	緊急輸送ルート	緊急輸送ルートの選定、道路啓開等、緊急輸送ルートの確保		
第3章	救助·消火活動等	救助活動拠点への応援部隊の受入れ、活動内容の調整、情報共有		
第4章 医療救護活動		重傷患者等の広域医療搬送、DMAT等の医療チームの受入等		
第5章	物資活動	国のプッシュ型物資支援の受入、市町等への物資配分・輸送調整等		
第6章 燃料等の確保 燃料・		燃料・電力・ガス・水の確保・供給、通信網の確保、汚水処理支援等		
第7章	自治体応援職員	自治体応援職員の派遣要請・受入、市町等への配分		

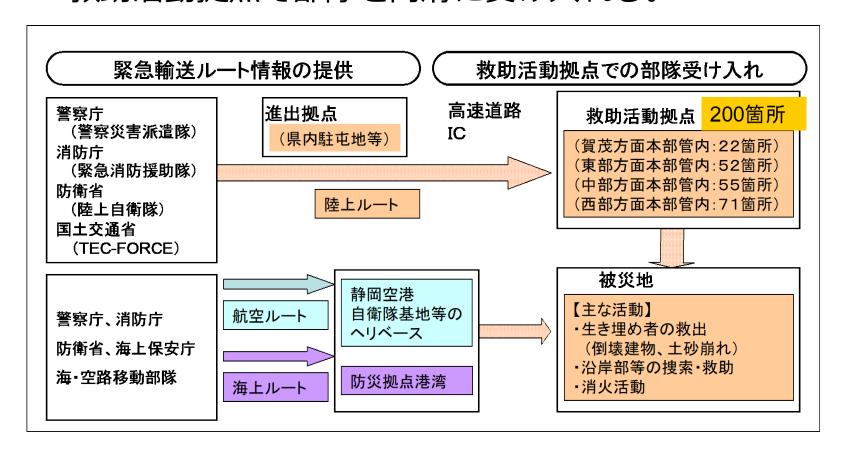
防災拠点の種類、機能等(10種類、528拠点)

	金	建 類	機能	開設準備者	開設者
1	号			(施設管理者)	(運用者)
	1	広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の 一次的な目標となる拠点	各施設管理者	広域応援部 隊
,	2		応援部隊等が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料供給等 を行う拠点として、県及び市町があらかじめ設定し、発災後には速やかに 確保すべき拠点	(市町等)	応援部隊等
	3	航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり SCU (航空搬送拠点臨時医療施設)が設置可能なもの	(健康福祉班)	同左
	4	ヘリベース	応援部隊のヘリコプター運用に関する指揮(指示・任務付与)を実施し、 かつ駐機、給油、装備、整備及び宿泊(近隣宿泊を含む)が可能な拠点	県又は市町	応援部隊
	5	拠点ヘリポート	○応援部隊等が航空機で救出した要救助者(沿岸部等の孤立者、津波による 漂流者、孤立地域における負傷者)等を受け入れるヘリポート○救護病院から負傷者等を航空機で搬送するために使用するヘリポート○応援部隊等の航空機による進出、航空機による物資輸送等を受け入れる ヘリポート	市町	同左
		災害拠点病院用 ヘリポート	災害拠点病院敷地内または近傍に確保し、患者搬送をするためのヘリポート (中型ヘリの使用可能なヘリポートを最低1個含む)	災害拠点病院又 は市町	同左
		広域物資輸送拠 点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、これを各市町が設置する物資拠点に向けて送り出すための拠点であって、県が設置するもの	(物資班)	同左
		只(代 省)	広域物資輸送拠点が被災により使用不能又は物資取り扱い機能が不足する場合に、県本部(物資班)が、国、県トラック協会、倉庫協会等と協議し、 指定する拠点	(物資班)	同左
	9	地域内輸送拠点	県、協定を締結した他自治体、事業者等から供給される物資を市町が受け 入れ、避難所などに向けて物資を送り出すために設置する拠点	(市町等)	同左
1	LO	海上輸送拠点	人員・物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、 耐震性及び機能性が高いもの		広域応援部 隊等 6

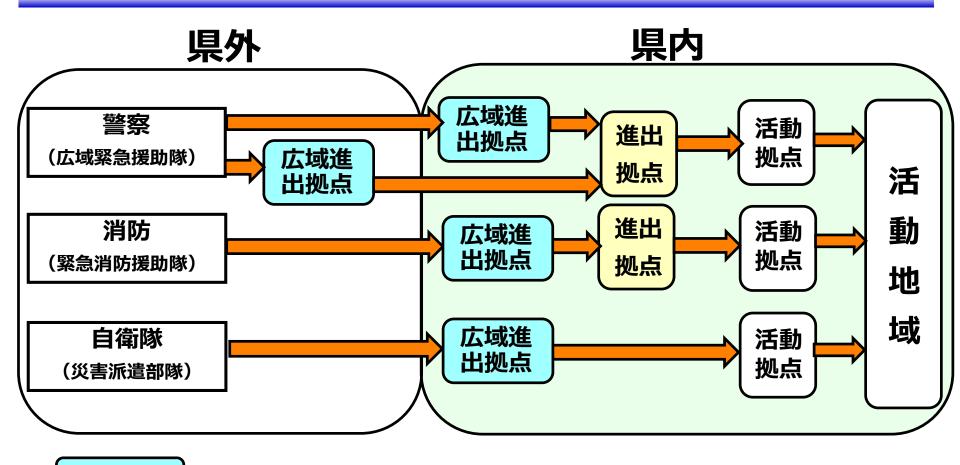
救助・消火活動等(第3章関連)

県及び市町の役割

広域応援部隊等に緊急輸送ルート情報を提供し、 救助活動拠点で部隊を円滑に受け入れる。



広域応援部隊の進出(イメージ)



広域進出拠点 ・災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の 一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの

○<mark>進出拠点</mark>: 広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の<u>目標となる拠点</u> であって、各施設管理者の協力にて設定するもの

広域進出拠点・進出拠点 (全県17拠点)

(凡例)◎広域進出拠点

〇進出拠点

施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	国交省
山中城址駐車場	三島市	国道1号	0			
駿河湾沼津SA(下り 線)	沼津市	新東名高速道路	0	0		
足柄SA(下り線)	小山町	東名高速道路	0	0		0
東山湖フィッシングエリア駐車場	御殿場市	国道138号	0			
陸上自衛隊駒門駐屯地	御殿場市	国道246号			0	
陸上自衛隊板妻駐屯地	御殿場市	県道155号			0	
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	御殿場市	県道23号			0	
陸上自衛隊富士駐屯地	小山町	国道138号			0	
道の駅「朝霧高原」	富士宮市	国道139号	0			
清水宍原スポーツ広場	静岡市	国道52 号	0			
清水PA(上り線)	静岡市	新東名高速道路、国道52号	0			
清水PA(下り線)	静岡市	新東名高速道路、国道52号	0			
浜松SA(上り線)	浜松市	新東名高速道路	0	0		
浜松SA(下り線)	浜松市	新東名高速道路	0			
浜名湖 S A(上り線)	浜松市	東名高速道路	0			
浜名湖SA(下り線)	浜松市	東名高速道路	0	0		
湖西運動公園	湖西市	国道301号	0			9

物資活動(第5章関連)

○物資拠点における活動

- ・物資の受入れ
- ・荷捌き(荷分け)
- ・在庫管理
- · 配車(配送指示)
- ・物資の払出し



○輸送

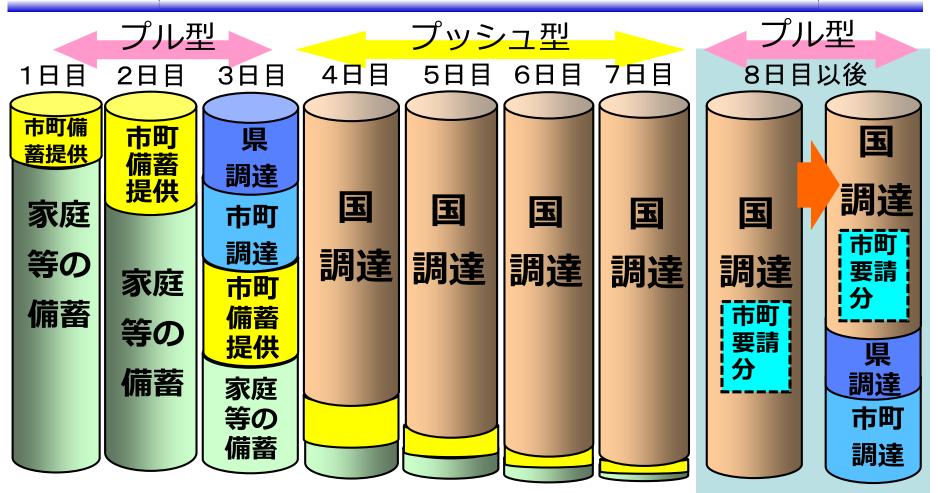
物資活動の拠点

農水省・経産省・厚労省・消防庁による 民間調達、地方公共団体の備蓄品の融通 玉 国による配送 広域物資輸送拠点 県による 開設·運営 同代替拠点 県 県による配送 地域内輸送拠点 地域内輸送拠点 市町による開 設·運営 市 市町による配送 町 避難所 避難所 避難所 避難所

広域物資輸送拠点 (全県8拠点)及び同代替拠点 (候補)

	広域物資輸送拠点	所在地	輸送先市町	同代替拠点(候補)
賀茂	河津建設(株)資材倉庫	下田市	下田市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、松崎町、西伊豆町	
	キラメッセぬまづ	沼津市	沼津市	西濃運輸株式会社沼津トラックターミナル 他 1
東部	愛鷹広域公園	沼津市	熱海市、三島市、伊東市、 御殿場市、裾野市、伊豆市、 伊豆の国市、函南町、清水町、 長泉町、小山町	西濃運輸株式会社沼津トラックターミナル 他 2
	富士市産業交流展 示場(ふじさんめっせ)	富士市	富士市、富士宮市	岳南富士地方卸売市場 他 1
中	ツインメッセ静岡	静岡市	静岡市	静岡県草薙総合運動場 他 2
部	JA大井川集出荷場	藤枝市	島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本町	藤枝中央青果市場 他 1
西部	小笠山運動公園 (エコパ)	袋井市	磐田市、掛川市、袋井市、 御前崎市、菊川市、森町	遠州中央農協園芸流通センター 他 5
	浜松市総合産業展示場	浜松市	浜松市、湖西市	浜北総合体育館 他 3
全県				静岡空港(大規模な広域防災拠点)

避難所における物資提供(イメージ)



●プッシュ型支援: 国が、被災府県からの具体的な要請を待たずに、被災地に 必要不可欠な物資(8品目を基本)を調達し、緊急輸送するもの

(8品目)食料、毛布、乳児用粉ミルク又は幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品

※南海トラフ地震では広域が被災するため、国からの迅速な物資の調達・輸送に支障

→<u>各家庭・事業者等が必要物資を備蓄することが重要</u>

防災道の駅「朝霧高原」の活用

防災拠点としての付加価値は、有効

- 〇広域応援部隊の進出拠点
- 〇広域物資輸送拠点の代替拠点

南海トラフ地震における静岡県広域受援計画の概要









令和4年9月16日 静岡県危機管理部